

昭和六十二年五月十九日提出  
質問第四二二号

医療法人社団川岸会万葉病院における労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年五月十九日

提出者 安田修三

衆議院議長 原健三郎殿

医療法人社団川岸会万葉病院における労使紛争に関する質問主意書

富山県高岡市西海老坂三六二番地を所在地とする医療法人社団川岸会万葉病院（理事長川岸一郎、以下「病院」という。）と、富山県地域合同労働組合（執行委員長川上洋一、以下「組合」という。）並びに組合員水野英子、同中山るり子、同藪下由紀子、同谷内久美枝、同竹原光子（以下「組合員」という。）との間に起こっている労使紛争について質問する。

一 病院で働く組合員らが組合に加盟した昭和六十年八月頃から労使紛争が起こり、加えて、昭和六十一年二月二十四日に万葉病院職員労働組合（のちに全国金属産業労働組合同盟に加盟）という第二組合が結成された以降、さらに労使紛争が激化したと聞いているが、労使紛争が起こった経過と現状を明らかにされたい。

二 この労使紛争に関連して、組合並びに組合員らが富山県地方労働委員会に不当労働行為の救

済申立を行い、昭和六十二年三月三十日に組合並びに組合員らの訴えを全面的に認める救済命令が下されたと聞いているが、その申立内容と命令内容、その履行状況並びに現状を明らかにされたい。また、高岡労働基準監督署に労働基準法違反の申告、富山地方法務局高岡支局に人権侵害救済申立を行っていると聞いているが、その申告・申立の内容、その進行状況並びに現状を明らかにされたい。

三 富山県地方労働委員会の救済命令に関連して、富山県労働組合協議会並びに組合から富山県、高岡市に申入れを行っていると聞いているが、その内容、県、市の措置に関する経過と現状を明らかにされたい。

四 病院は、富山県地方労働委員会の命令を不服として、中央労働委員会に再審査申立を行い、中央労働委員会より履行勧告が行われていると聞いているが、その内容、履行状況、進行状況並びに現状を明らかにされたい。

五 病院では、徴収すべきでない保険外負担や医療従事者の不足と患者の恒常的な超過収容あるいは法人負担で看護婦らを川岸会の別の医院に出向させるなど、ずさんな医療管理・体制を行い、富山県議会でも指摘されたと聞いているが、その経過と措置並びに現状を明らかにされた  
い。

六 本件病院の労使紛争について、政府として紛争解決にいかなる努力をされるか明らかにされたい。

右質問する。